

令和3年度事業計画

(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

I 総括的概要

当法人は設立以来、鳥取市及び東部圏域の中小企業の振興策の一環として、その事業主と勤労者に対し、福利厚生事業を中心に総合的かつ効果的に事業を推進しています。

当法人の安定的な運営のためには会員の維持と、増強が最大の責務であり、課題であることは言うまでもありません。しかしながら、昨年当初からのコロナ禍で、会員企業の弱体化が益々進むことが危惧される昨今です。そうした状況の中で、令和2年度も余すところ約1ヶ月となっていますが、“新型コロナウイルス”の感染再拡大が予想を上廻るものとなり、当センターの運営に大きな影を落とした1年になろうとしています。そうした大変厳しい環境下ではありますが、当センターの存在及び事業を広く周知し、その活用を促し「会員企業支援」に尽力することが当センターの現在の役割りととらえ、会員事業所や、その従業員にとってメリットの大きい事業を重点的かつ効率的に行って参ります。(例えば飲食店応援キャンペーンなど=継続事業の一部に記載)

そうしたことから、多くの会員が当センターの様々な企画に参画し、地域に根付いた“元気の出るサービス”を利用してもらえるよう、魅力のある事業を展開し、鳥取市及び東部圏域の中小企業の支えとなるセンターを目指し、時節に合った事業の見直しを図りながら、活動を進めて参ります。

(1) “コロナ禍”における元気のでる事業の発掘による積極的な会員加入促進活動

㉞現在の“コロナ禍”で会員減少が続く中であっても、会費収入の確保は、当法人運営の根幹であり、安定した運営基盤を構築するためには必要不可欠です。経費の効率的活用と、会員確保を最重点に考え、当センターの役員・職員はもちろんのこと、加入推進員の報酬も既加入事業所の追加加入も対象とするなど(新規に設定)、向上させながら一人でも多くの会員増を目指し、コロナ禍に負けることなく、積極的加入促進をすすめなくてはなりません。

㉟財団化“25周年記念事業”の実施→「会員に還元すること」を旨として詳細を詰めて行きます。

㊱「元気の出る事業」は現行事業の進捗状況(予算執行状況)などを点検しながら、具体的案を詰めたい。(その一部は下記に記載)

㊲現下の会員維持の最大の課題(認識)

コロナウィルスの世界的進行により、サービス業、製造業、建設業、その他の多くの業種で雇用の維持の水準が低下している。

(例) 企業の退職者の後補充がない⇒会員の“自然減”に繋がっている。

(想定以上)

⇒企業の収益力の回復⇒課題の解消となるワクチン効果は、いつ頃か？。

不透明。

(2) コロナ禍における継続事業

㊦飲食及びサービス業の支援となり得る、新規及び重点事業の具体的実施。(例) 飲食店、サービス業など売上確保に繋がる「助成金支給」の多様化(サービス券発行など)事業。

㊧会員の健康管理の増幅に関する事業。

(例) インフルエンザ予防への助成増大や、定期健診受診PRの強化。(従来からの助成金の積極的活用などを全会員にPR。)

(3) センター事業の更なるサービスの質の向上

目 標	対 策
令和3年度、年度末会員数の目標 7,500名	<p>①前記の新規事業のほか、健康診断・人間ドック・定期健診・健康維持増進事業等、センターが提供する魅力的な各種サービスを積極的にPRし、加入促進を図ります。</p> <p>②サービスをあまり利用されていない会員に対し、利用方法など周知を高め、サービスの利用促進を図ります。⇒退会防止につなげる</p> <p>③事業所を退職した会員に対しOB会員制度を周知し、事業の利用を勧め、会員数の維持に努めます。</p>

(4) 管理及び事業の更なる向上

目 標	対 策
・“コロナ禍”におけるサービスの一層の質の向上を図りながら経費削減に努めます。	④一方で利用の少ない、または経費のかかる非合理的な事業は再点検を行い、コロナ禍では、一時取り止めることも英断して最小の経費で魅力ある事業を推進します。

II 具体的事業計画

定款第4条に基づき次の事業を実施します。

(1) 健康の維持増進に係る事業 <定款第4条(1)>

- ・インフルエンザの予防接種の助成枠の拡大 (新)
- ・事業主及び会員対象の健康診断助成
- ・安価な“遺伝子検査の受診割引提携→生活習慣病の早期予防

(2) 在職中の生活安定に係る事業 <定款第4条(2)>

- ・会員を中心とした事業者、各施設との“商品割引”や“利用割引提携の拡大とPR強化(拡大)
- ・各種の給付事業と冠婚葬祭、教育、物品購入のための低利の融資斡旋
- ・「全福センター」推奨の“入院あんしん保険”のPR
- ・自然災害の増大を踏まえ、事業主、従業員のための「“風水害・地震災害付”火災共済」のPR強化によるさらなる推進(こくみん共済COOP鳥取本部と提携継続)

(3) 自己啓発、余暇活用及び社会貢献活動や、職場内スポーツの推進に係る事業

<定款第4条(3)>

- ・生涯学習向上のための、料理教室、ガーデニング教室等の自主企画開催
⇒“蜜”を考慮しての開催。
- ・職務スキルアップのための国家資格試験(準じたものを含む)
- ・事業主及び従業員(会員)交流事業
例：ゴルフコンペ(開催時期のコロナ情勢を見て判断)
- ・社会貢献活動への参加や職場内スポーツ振興事業助成のPR強化を行い、事例の多様化を図る。(コロナ情勢を見ながら事業判断)

(4) その他センターの目的を達成するために必要な事業

《定款第4条(4)》

①中小企業勤労者福祉に関する情報提供・施策普及事業

例：ひまわりセンターガイドブックの発行
会報誌「ひまわりセンターニュース」の発行

②生活の安定に係る事業の実施

- ・中小企業退職金共済制度の普及啓発活動及び加入促進・斡旋(通年)
- ・小規模企業共済制度の普及啓発活動及び加入促進・斡旋(通年)

③加入促進に係る事業の実施

- ・加入推進員による未加入事業所の加入促進【加入推進員による加入推進報酬費 1人に付き2,000円(通年)、既加入事業所による未加入者の追加加入推進報償費1人につき500円(通年・新)】
- ・会員事業所による未加入事業所の加入促進の報償費は、1人に付き800円(通年)
- ・管内金融機関(鳥銀・合銀・鳥信)の“企業紹介制度”による未加入事業所の加入促進(紹介加入1人につき1,000円の紹介手数料)
- ・こくみん共済COOP鳥取推進本部幹部職員との“加入見込みのある事業所”の相互あっせんや仲介のための連絡会議の開催(相互に受益を伴うものを想定)
- ・周年事業の実施。「財団設立25周年事業」を行い、会員への還元を図る。